

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
に当たるときは、  
翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

- 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正す

る規則  
県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規

## 人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県人事委員会規則第十七号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十二年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「昭和六十二年改正条例」という。）附則第二項の規定に基づき、同項に規定する職員（以下「最高号給等職員」という。）の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の号給又は給料月額（以下「旧号給等」という。）が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額（以下「新号給等」という。）は、旧号給等に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

（期間の通算）

第三条 前条の規定により新号給等を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正条例」という。）附則第十四項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）を新号給等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号給等からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要なとされる給与条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は昭和五十一年改正条例附則第十四項に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあつては、その超える期間は、この限りでない。

（特定の職員の給料月額の切替え等）

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人

事委員会の承認を得て定めるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表(第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等
新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等
16号給 円 142,800	16号給 円 144,900	19号給 円 195,800	19号給 円 198,700	27号給 円 257,600	27号給 円 28号給 円 310,800	28号給 円 315,200
144,400	146,500	197,800	200,700	259,800	263,600	313,200
146,000	148,100	199,800	202,700	262,000	265,800	315,600
147,600	149,700	201,800	204,700	264,200	268,000	318,000
149,200	151,300	203,800	206,700	266,400	270,200	320,400
26号給 円 326,500	26号給 円 331,100	24号給 円 358,000	24号給 円 363,000	22号給 円 366,800	22号給 円 372,000	22号給 円 377,000
329,300	333,900	361,600	366,600	370,500	375,700	379,400
332,100	336,700	365,200	370,200	374,200	379,400	383,100
334,900	339,500	368,800	373,800	377,900	383,100	386,800
337,700	342,300	372,400	377,400	381,600	386,800	
8 級	9 級	10 級	11 級			
旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等	旧号給等
新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等	新号給等
21号給 円 388,100	21号給 円 393,600	18号給 円 420,500	18号給 円 426,400	15号給 円 441,800	15号給 円 448,000	15号給 円 501,300
391,900	397,400	424,800	430,700	446,400	452,600	506,100
395,700	401,200	429,100	435,000	451,000	457,200	510,900
399,500	405,000	433,400	439,300	455,600	461,800	515,700
403,300	408,800	437,700	443,600	460,200	466,400	520,500
						527,600

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 293,900	33号給 円 298,000	36号給 円 323,800	36号給 円 328,400	35号給 円 348,400	35号給 円 353,500	30号給 円 360,000	30号給 円 365,100	26号給 円 370,500	26号給 円 375,700	24号給 円 391,400	24号給 円 396,900	22号給 円 398,700	22号給 円 404,300
296,500	300,600	326,500	331,100	351,300	356,400	363,000	368,100	373,700	378,900	395,000	400,500	402,400	408,000
299,100	303,200	329,200	333,800	354,200	359,300	366,000	371,100	376,900	382,100	398,600	404,100	406,100	411,700
301,700	305,800	331,900	336,500	357,100	362,200	369,000	374,100	380,100	385,300	402,200	407,700	409,800	415,400
304,300	308,400	334,600	339,200	360,000	365,100	372,000	377,100	383,300	388,500	405,800	411,300	413,500	419,100

8 級		9 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 417,200	21号給 円 423,100	18号給 円 430,300	18号給 円 436,400
421,000	426,900	434,400	440,500
424,800	430,700	438,500	444,600
428,600	434,500	442,600	448,700
432,400	438,300	446,700	452,800

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
38号給 円 295,700	38号給 円 302,200	36号給 円 386,200	36号給 円 391,700	24号給 円 432,600	24号給 円 438,700	15号給 円 452,000	15号給 円 458,300
297,900	302,200	389,200	394,700	436,800	442,900	456,600	462,900
300,100	304,400	392,200	397,700	441,000	447,100	461,200	467,500
302,300	306,600	395,200	400,700	445,200	451,300	465,800	472,100
304,500	308,800	398,200	403,700	449,400	455,500	470,400	476,700

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 259,600	33号給 円 263,400	39号給 円 373,800	39号給 円 379,100	28号給 円 402,700	28号給 円 408,400	15号給 円 427,500	15号給 円 433,500
261,700	265,500	376,400	381,700	405,700	411,400	431,600	437,600
263,800	267,600	379,000	384,300	408,700	414,400	435,700	441,700
265,900	269,700	381,600	386,900	411,700	417,400	439,800	445,800
268,000	271,800	384,200	389,500	414,700	420,400	443,900	449,900

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 254,000	32号給 円 257,700	31号給 円 313,600	31号給 円 318,000	27号給 円 375,600	27号給 円 380,900	24号給 円 420,200	24号給 円 426,100	23号給 円 500,700	23号給 円 507,800
256,500	260,200	316,800	321,200	379,100	384,400	424,200	430,100	504,900	512,000
259,000	262,700	320,000	324,400	382,600	387,900	428,200	434,100	509,100	516,200
261,500	265,200	323,200	327,600	386,100	391,400	432,200	438,100	513,300	520,400
264,000	267,700	326,400	330,800	389,600	394,900	436,200	442,100	517,500	524,600

ハ 医療職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 341,800	21号給 円 346,600	26号給 円 441,500	26号給 円 447,700	26号給 円 492,300	26号給 円 499,300	20号給 円 522,300	20号給 円 529,600
344,900	349,700	445,200	451,400	496,600	503,600	527,100	534,400
348,000	352,800	448,900	455,100	500,900	507,900	531,900	539,200
351,100	355,900	452,600	458,800	505,200	512,200	536,700	544,000
354,200	359,000	456,300	462,500	509,500	516,500	541,500	548,800

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
28号給 円 192,600	23号給 円 195,400	26号給 円 247,600	26号給 円 251,200	27号給 円 305,000	27号給 円 305,000	24号給 円 320,200	24号給 円 320,200	23号給 円 361,700	23号給 円 361,700	20号給 円 388,100	20号給 円 388,100	17号給 円 422,500	17号給 円 422,500
194,600	197,400	249,800	253,400	307,400	307,400	323,000	327,500	365,300	365,300	391,900	391,900	426,800	432,700
196,600	199,400	252,000	255,600	309,800	309,800	325,800	330,300	368,900	368,900	395,700	395,700	431,100	437,000
198,600	201,400	254,200	257,800	312,200	312,200	328,600	333,100	372,500	372,500	399,500	399,500	435,400	441,300
200,600	203,400	256,400	260,000	314,600	314,600	331,400	335,900	376,100	376,100	403,300	403,300	439,700	445,600

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 238,500	32号給 円 244,200	33号給 円 277,000	33号給 円 279,400	31号給 円 324,500	31号給 円 329,100	28号給 円 333,300	28号給 円 338,500	24号給 円 352,400	24号給 円 357,400	22号給 円 403,100	22号給 円 408,800
240,700	244,200	279,400	283,300	327,000	331,600	336,400	341,100	355,100	360,100	406,800	412,500
242,900	246,400	281,800	285,700	329,500	334,100	339,000	343,700	357,800	362,800	410,500	416,200
245,100	248,600	284,200	288,100	332,000	336,600	341,600	346,300	360,500	365,500	414,200	419,900
247,300	250,800	286,600	290,500	334,500	339,100	344,200	348,900	363,200	368,200	417,900	423,600

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥  
取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表第四号の項1(一)中「(専科を除く。)」を「(「新中卒」  
を入学資格とする修業年限一年又は二年のものに限る。)」に改める。

別表第三の注第六号(三)中「海員学校専科」を「海員学校の専修科、司  
ゆう・事務科又は専科」に改める。

別表第四中「一一五、九〇〇円」を「一一七、九〇〇円」に、「一〇四、  
一〇〇円」を「一〇五、九〇〇円」に、「九七、八〇〇円」を「九九、五  
〇〇円」に改める。

別表第五中「一〇九、七〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に改める。

別表第六中「一八〇、七〇〇円」を「一八三、四〇〇円」に、「一五二、  
三〇〇円」を「一五三、五〇〇円」に、「一二八、九〇〇円」を「一二二、  
一〇〇円」に、「一一一、五〇〇円」を「一一三、四〇〇円」に、「一二

七、一〇〇円」を「一二九、三〇〇円」に、「一〇三、五〇〇円」を「一

〇五、三〇〇円」に改める。

別表第七中「一八〇、七〇〇円」を「一八三、四〇〇円」に、「一五一、  
三〇〇円」を「一五三、五〇〇円」に、「一二八、九〇〇円」を「一二二、  
一〇〇円」に、「一一一、五〇〇円」を「一一三、四〇〇円」に、「一二  
七、一〇〇円」を「一二九、三〇〇円」に、「一〇三、五〇〇円」を「一  
〇五、三〇〇円」に改める。

別表第八中「一八〇、七〇〇円」を「一八三、四〇〇円」に、「一六六、  
五〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二三九、  
三〇〇円」に、「一一八、二〇〇円」を「一二〇、二〇〇円」に、「一〇  
四、三〇〇円」を「一〇六、一〇〇円」に改める。

別表第九中「二六一、二〇〇円」を「二六五、〇〇〇円」に、「二〇七、  
六〇〇円」を「二一〇、七〇〇円」に、「一七六、一〇〇円」を「一七八、  
七〇〇円」に、「一六六、六〇〇円」を「一六九、一〇〇円」に改める。

別表第十中「一九、九〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「一一三、  
六〇〇円」を「一一五、五〇〇円」に、「一〇四、七〇〇円」を「一〇六、  
五〇〇円」に、「一〇一、二〇〇円」を「一〇二、九〇〇円」に、「九七、  
九〇〇円」を「九九、六〇〇円」に改める。

別表第十一中「二八、九〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「一二  
三、五〇〇円」を「一二五、六〇〇円」に、「一一八、〇〇〇円」を「一  
二〇、〇〇〇円」に、「一二二、七〇〇円」を「一二四、四〇〇円」に改  
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任  
給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日か



ら適用する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の人事委員会事務局の項中

事務局長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

事務局長

を

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の公安職給料表の表中

を

1,663円

1,789円

に改める。

1,663円。ただし、1号給 1,645円

1,789円。ただし、1号給 1,782円

別表第二の教育職給料表(一)の表中

を

1,644円。ただし、1号給 1,579円  
2号給 1,635円

2,104円。ただし、1号給 1,986円  
2号給 2,079円

に改める。

1,644円。ただし、1号給 1,552円  
2号給 1,608円

2,104円。ただし、1号給 1,938円  
2号給 2,046円

別表第二の教育職給料表(一)の表中

1	中給	1,672円
2	中給	1,756円
3	中給	1,842円
4	中給	1,933円

を

1	中給	1,701円
2	中給	1,786円
3	中給	1,873円
4	中給	1,966円

に改める。

別表第二の研究職給料表の表一級の欄中「1,425円」を「1,449円」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員給料の調整額に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の人事委員会事務局の項中

事務局長

一種

を

事務局長

二種に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十二号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	239,000 <sup>円</sup>	216,000 <sup>円</sup>	179,000 <sup>円</sup>	136,000 <sup>円</sup>	87,000 <sup>円</sup>	43,500 <sup>円</sup>
1年以上2年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	43,500
2年以上3年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	43,500
3年以上4年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	43,500
4年以上5年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	43,500
5年以上6年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	43,500
6年以上7年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	41,700
7年以上8年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	39,900
8年以上9年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	38,100
9年以上10年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	36,300
10年以上11年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	34,500
11年以上12年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	32,700
12年以上13年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	30,900
13年以上14年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	29,100
14年以上15年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	27,700
15年以上16年未満	239,000	216,000	179,000	136,000	87,000	26,300
16年以上17年未満	234,600	212,000	175,700	133,400	85,400	24,900
17年以上18年未満	230,200	208,000	172,400	130,800	83,800	23,500
18年以上19年未満	225,800	204,000	169,100	128,200	82,200	22,100
19年以上20年未満	221,400	200,000	165,800	125,600	80,600	20,700
20年以上21年未満	217,000	196,000	162,500	123,000	79,000	19,300
21年以上22年未満	208,900	188,900	157,000	118,700	76,200	18,600
22年以上23年未満	200,800	181,800	151,500	114,400	73,400	17,900
23年以上24年未満	192,700	174,700	146,000	110,100	70,600	17,200
24年以上25年未満	184,600	167,600	140,500	105,800	67,800	16,500
25年以上26年未満	176,500	160,500	135,000	101,500	65,000	15,800
26年以上27年未満	164,800	149,700	126,200	94,900	61,000	15,100
27年以上28年未満	153,100	138,900	117,400	88,300	57,000	14,400
28年以上29年未満	141,400	128,100	108,600	81,700	53,000	13,900
29年以上30年未満	129,700	117,300	99,800	75,100	49,000	13,400
30年以上31年未満	116,400	105,400	90,100	67,800	44,800	12,900
31年以上32年未満	103,100	93,500	80,400	60,500	40,600	12,400
32年以上33年未満	89,800	81,600	70,700	53,200	36,400	11,900
33年以上34年未満	71,800	66,500	58,600	45,000	31,200	11,400
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	10,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十三号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。）附則第十三項」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

附則に次の一項を加える。

（昭和六十二年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める事由等）

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十二年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める事由は次に掲げる事由とし、同項の人事委員会規則で定める日は当該事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた

日が月の初日であるときは、その日の前日）とする。

一 改正条例による改正前の条例第九条の四第一項第一号に規定する職員たる要件を欠くに至ること。

二 改正条例施行の際居住していた住居の変更（前号に該当することとなる住居の変更を除く。）

三 改正条例施行の際居住していた住居の家賃が月額二万四百円以上に変更になること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十四号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「二万円」を「二万千円」に、「四千円」を「五千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当の

支給に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中 「 38 」 「 12,800 」

を	「 38 」	「 12,800 」								
	39	12,900								

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十六号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千七百円」を「五千八百円」に改め、同条第一号中「八百円」を「七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十七号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正

する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

36.8
28.4
18.7
13.5
11.4
8.6
8.2

を

37.3
28.8
18.9
13.7
11.5
8.7
8.3

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「行なう」を「行う」に、「そのつど」を「その都度」に、「交通遮断」を「交通遮断」に、「こえない」を「超えない」に、「行なつ

た」を「行つた」に、「終り」を「終わり」に、「呼出」を「呼出し」に

改め、同条第十二号中「六週間」の下に「医師の証明等に基づき特に必要と認める場合にあつては、八週間、」を加え、同条第二十五号中「分娩」を「出産」に、「二日以内」を「二日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十九号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「そのつど」を「その都度」に、「行なう」を「行う」に、「交通遮断」を「交通遮断」に、「こえない」を「超えない」に、「終り」を「終わり」に、「呼出」を「呼出し」に改め、同条第十四号中「六週間」の下に「医師の証明等に基づき特に必要と認める場合にあつては、八週間、」を加え、同条第二十七号中「分娩」を「出産」に、「二日以内」

を「二日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。